

## **方向性7 県民を守るための安全・安心の基盤の強化**

～安全・安心を確保するための基盤を計画的、持続的に整備する～

## 推進項目18 地域住民の自主的な取組に対する支援

### 1 基本方針

#### 地域住民の自主的な取組に対する支援

- ①人的支援の強化
- ②財政的・物的支援の充実
- ③防犯カメラの設置促進
- ④情報提供の推進
- ⑤教育・啓発の推進

### 2 施策の展開

#### (1) 人的支援の強化

##### ア 防犯ボランティア団体に対する支援等の充実

各地域で組織されている防犯ボランティア団体の活動は、警戒の対象等、地域の特色が反映されることから、活動支援に当たっては、その地域の犯罪発生実態はもちろん、構成員の構成、活動の時間帯等の活動実態のほか、活動上の課題、支援ニーズ等を的確に把握し、持続可能で自律的な活動としてさらに発展するよう、関係機関等と連携し、必要な支援が行える枠組みの構築について検討します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課】

##### イ 防犯アドバイザーによる支援

持続可能な防犯ボランティア団体の活動に向けた各種支援を推進するためには、その活動を側面的に支援するアドバイザーが必要となります。防犯ボランティア団体の活動を根底で支えているのは、活動に取り組む人々の地域に対する「思い」や「志」であり、これらが持続可能なボランティア活動を生み出します。そこで、各地域の犯罪発生実態について知見を有する警察官OBが市町村担当者と連携し、各団体ごとにアドバイスや講習を行い、課題解決に向けた継続的かつ専属的な支援を行います。

【担当課：警察本部生活安全企画課】

##### ウ 防犯活動に対する気運の醸成と人的支援

県警察では、「地域防犯力」を高めるため、平成24年6月から、実施地区内に「声かけ・鍵かけ運動実施中～向こう三軒両隣裏隣～」の防犯シートやのぼり旗を掲げて、鍵掛けを励行するとともに、住民が相互に挨拶を行って連帯意識や絆を深め、更には見知らぬ人には声かけを行って犯罪を企図する者が入り込みにくい地域を構築する「あいさつ・声かけ・鍵掛け運動『チャレンジ“絆”』」の取組を支援しています。

また、少子高齢化の中で、防犯ボランティア団体は、高齢化と後継者不足に直面していることから、県内外の大学生から構成されている『あっぷりけ戦隊！奈良もりたい』による各種防犯活動の実施や学校法人帝塚山大学との協働による単位取得可能な「学生ボランティア育成事業」の実施など、次世代を担う若い世代に対する防犯ボランティア活動への参加促進を始め、「ながら見守り」等の多様な参加形態による地域全体へ防犯への意識付けを図る取組により、現役世代、退職世代等、幅広い世代に対する防犯活動への参加を促進しています。

なお、防犯ボランティア活動の組織化においては、その人材が必要となるため、活動の中核となるリーダーの養成や活動に参加する県民の防犯に関する知識を高め、防犯意識の高揚を図ります。

【担当課：警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

## エ 地域安全推進委員と連携した地域における防犯活動の促進

各地区防犯協議会会長（市町村長）及び警察署長の連名により、地域の実情に精通し犯罪被害防止活動に熱意のある住民の方々を地域安全推進委員として委嘱しています。令和3年5月現在、県下で1,913名の方々が委嘱を受け、各居宅に「地域安全連絡所」と記載された表示板を掲げて、地域住民への防犯意識の高揚を目的とした防犯指導や市町村、警察署、交番・駐在所と連携した被害防止活動に取り組んでいます。

地域における防犯活動の中核を担うこれらの方々と一層連携し、地域における防犯活動を促進します。

【担当課：警察本部生活安全企画課】

## オ ボランティア団体の活動状況に関する広報の強化

防犯ボランティア団体の構成員拡大、モチベーションの維持につなげるため、ボランティア団体の活動状況については、県警察ホームページやSNS等に掲載するほか、市町村等の広報媒体の活用や報道機関への情報提供等を行います。また、活動の周知に当たっては、一般的な活動紹介だけでなく、防犯ボランティア活動の成果を盛り込むことで、若い世代や退職世代等の理解と共感が得られるものとなるよう配意します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

## カ 交番・駐在所と防犯ボランティア団体との連携

地域の情勢や防犯ボランティア団体の設立状況に応じて、防犯ボランティア団体と警察官との合同パトロールを行うなど、より一層良好な関係を構築するよう努めます。

【担当課：警察本部地域課】

## (2) 財政的・物的支援の充実

### ア 防犯ボランティア団体連携のための機会づくり

合同パトロール等の現場での活動に伴う支援だけではなく、活動を続けていく目的や将来像など、活動の本質を議論し、防犯ボランティア団体間の連携を深めるため、意見交換会等の場を設けます。また、意見交換では、県や市町村、警察担当者と活動上の課題や対応策を相互に検討し、団体自身が課題解決に向けた対策を講じる糸口となるような内容を盛り込むことにも配意します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

### イ 企業による活動支援の促進

企業においてはCSR活動の一環として、自ら防犯ボランティア活動に取り組んでいただいています。加えて、「奈良県自主防犯パートナーシップ制度」の創設により、地域の防犯ボランティア団体等への支援を行っています。こうした企業の取組は、防犯ボランティア活動の活性化に効果的であることから、防犯ボランティア活動への積極的な参加や支援を働きかけます。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

## (3) 防犯カメラの設置促進

### ア 市町村、自治会、事業者による防犯カメラの設置促進

防犯カメラは、人の目では補いきれない部分の防犯対策として、被害の未然防止に極めて有効です。また、「自分たちの安全は自分たちで守る」という意識を高め、犯罪を許さない気運を醸成させる効果があります。加えて、万一犯罪が発生した場合の速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応することができます。市町村、自治会、事業者に対して、防犯カメラのこうした有用性を周知して、必要な箇所に防犯カメラが設置されるよう支援します。また、市町村に対しては、独自に予算化や宅地開発業者に対して示した開発規定である「開発指導要綱」に防犯カメラの設置に関する規定を設けるよう働きかけます。

なお、防犯カメラの設置には、プライバシー等の人権への配慮が必要となることから、防犯カメラの設置者、利用者が守るべきガイドラインを定めるなどして、防犯カメラの適正な設置や利用が図られるよう支援します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

#### イ 警察が主体となる防犯カメラの適正な運用

交番・駐在所の多くは、駅前や主要幹線道路等の交通要所に所在していることから、これまでに設置した防犯カメラについては見守り活動を補完する「地域の目」として、適正な運用に努め、周辺地域の安全対策と犯罪の起きにくい環境づくりに努めます。

【担当課：警察本部生活安全企画課】

### (4) 情報提供の推進

#### ア 犯罪情報等の提供

効果的な防犯ボランティア活動が行われるためには、地域における犯罪等の発生状況に関する情報が不可欠です。防犯ボランティア団体が真に求めている情報に応じて、提供する情報の範囲、内容について検討し、可能な限りその要望に応じた情報を多様な媒体を活用して提供します。

【担当課：警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

#### イ 団体の運営に関する情報提供

防犯ボランティア活動の持続性を高める観点から、団体の設立や円滑な運営を促進するため、これらに関する好事例を取りまとめた資料やマニュアルの作成に努めるとともに、その内容が時宜にかなったものとなっていることについて点検の上、必要に応じて改訂します。

【担当課：警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

### (5) 教育・啓発の推進

#### ア 防犯意識の普及啓発

県民に対して、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの関心を深め、県民等が自主防犯活動に参加・協力する気運を高める一方策として「安全・安心なまちづくりの旬間」を「全国地域安全運動（毎年10月11日～同月20日）」に合わせて実施し、「奈良県民大会」、自主防犯活動に関する啓発活動やキャンペーンを実施するなど県民の自主防犯活動の活性化に取り組みます。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

#### イ 防犯知識の提供

防犯ボランティアを始めとする地域住民等に対し、効果的な防犯活動や防犯環境設計に関する知識の浸透を図るため、指導的立場の防犯ボランティア、防犯設備士等の参加を得て、地域の犯罪情勢や対象者の特性に応じた参加・体験型の防犯教室を開催するなどして、防犯知識の提供を図ります。

【担当課：警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

#### ウ 積極的な賞揚措置等

活動に対する表彰は、士気高揚や活動に対するモチベーションの向上に効果があることから、防犯ボランティア活動に関する功労の継続的な把握に努めるとともに、事件、事案の解決に資する端緒情報の提供があった場合には、時機を逸することなく積極的な賞揚を検討します。

【担当課：警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

#### エ 関係機関・団体との連携等

防犯ボランティア活動が継続的に推進されるようにするために、関係機関・団体との連携・協力が不可欠です。防犯協会を始め、各種民間団体と防犯ボランティアの活性化や持続性の向上を図るための各種支援を推進すると共に、防犯設備に関する生活安全産業関係者と連携体制の構築に努めます。

【担当課：警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

## 推進項目19 県民等を守るための捜査力、警察活動の強化

### 1 基本方針

#### 県民等を守るための捜査力、警察活動の強化

- ①司法制度改革への対応
- ②捜査力の強化
- ③科学技術の活用
- ④事件・事故への対応
- ⑤交番・駐在所の機能強化

### 2 施策の展開

#### (1) 司法制度改革への対応

##### ア 取調べの録音・録画の実施

令和元年6月1日に刑事訴訟法の一部を改正する法律が全面施行され、逮捕又は勾留をされている被疑者を裁判員裁判対象事件等について取り調べる場合に、原則として、その全過程を録音・録画することが義務付けられました。

また、被疑者が精神に障害等を有する場合の取調べにおいても、必要に応じて、録音・録画を実施するよう努めなければならないとされました。

県警察では、平成21年以降、裁判員裁判対象事件等に係る取調べの録音・録画に積極的に取り組み、本制度の浸透、定着を図ってきたところです。引き続き、捜査員の指導・教養等を推進し、更なる取調べ能力の向上を図るとともに、録音・録画装置の整備等に努めます。

【担当課：警察本部刑事企画課】

##### イ 通信傍受の合理化・効率化

通信傍受法の改正により、薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航及び組織的殺人の4罪種に加え、一定の組織性を有する殺傷犯、詐欺等が新たに対象犯罪として追加されました。これにより、一般国民に重大な脅威を与えていた暴力団等による組織的な殺傷事件や振り込め詐欺等の犯罪捜査に通信傍受を活用できることとなりました。

また、従来は、通信傍受を行う際、通信事業者職員等による立会いが義務づけられていたことに加え、通信事業者の施設において傍受を行うこととされていたため、多数の捜査員を相当期間派遣する必要があるなど通信事業者、捜査機関双方に大きな負担が生じていたところ、令和元年6月1日からは、通信内容の暗号化等の技術的措置を講じることで通信傍受の適正性を担保しつつ、通信事業者による立会い等を不要とし、警察の施設での通信傍受を可能とする手続を新たに導入するなど、手続の合理化・効率化が図られました。通信傍受は、他の捜査手法のみでは困難な組織的犯罪の全容解明や真に摘発すべき犯罪組織の中核の検挙に有用な捜査手法となることから、引き続き通信傍受法の定める厳格な要件・手続に従いつつ、通信傍受の有効かつ適正な実施に努めていくとともに、平素から事案対処のための習熟訓練に努めます。

【担当課：警察本部刑事企画課】

## (2) 捜査力の強化

### ア 情報分析の高度化・効率化

聞き込み捜査を始めとする伝統的な「人からの捜査」によって、被疑者の検挙に直結する情報等を入手することが困難になる中、様々な犯罪関連情報の高度かつ効率的な分析を行い、被疑者の絞り込み、捜査の方向性及び捜査項目の優先順位の判断を支援する取組等が重要です。現在各々が独立しているシステムデータを統合管理することにより、犯罪発生状況のほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報と交通事故発生状況や不審者情報といった様々な情報を総合的に把握することができるようになります。

そういう総合的な情報を、目的に応じて高度に分析することにより、捜査力や防犯力、交通安全の強化につながることから、引き続き、情報分析の高度化・効率化に努めます。

【担当課：警察本部刑事企画課、捜査支援分析課】

### イ 客観証拠の収集と適正な保管管理

適正な捜査を遂行し、刑事警察の責務を果たすためには、客観証拠を重視する捜査が重要な意義を有します。特に、裁判員裁判制度の実施に伴い、公判において裁判員の的確な心証形成に資する客観証拠がより重視されています。客観証拠の証明力が的確に評価され、その後の捜査展開が円滑に進められるよう、現場において押収した証拠物件の保管・管理をより一層適正に行います。

また、事件発生直後において、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することは、犯人の特定や犯罪の立証、さらには連續発生の防止のために極めて重要です。

【担当課：警察本部刑事企画課、事件主管課】

### ウ 防犯カメラ画像の活用

犯罪捜査においては、防犯カメラ画像が重要かつ客観的な証拠となることから、事件発生後に収集した防犯カメラ画像の分析・解析に役立つ新たな資機材を導入しました。

引き続き、防犯カメラ画像の活用に関する装備資機材の充実や解析能力の向上に努めます。

【担当課：警察本部捜査支援分析課】

### エ 捜査技能の組織的な伝承

社会情勢が変化し、捜査を取り巻く環境が変容しても、犯人に結びつく捜査資料を収集するために行われる尾行、張込み、聞き込み捜査といった従来からの捜査手法は犯罪捜査に必要不可欠であり、世代を超えて受け継いでいかなければなりません。

従来、捜査技能については、実際の警察活動を通じて先輩から後輩へと受け継がれてきました。

しかしながら、大量退職による急速な世代交代で若手捜査員が多数任用されるなどしたため、経験や専門的知識を有する捜査員が減少しています。従って、多数の経験未熟な捜査員等に対して、より体系的に捜査技能を伝承する必要性が生じてきたことから、ベテランの捜査員を指導員として、警察学校における教育訓練や実戦的な指導を行うなどして、伝統的な捜査技能が伝承されるよう組織的な取組を進めています。

【担当課：警察本部刑事企画課】

## (3) 科学技術の活用

## **ア 車両捜査支援システムの整備**

自動車盜を始めとする多くの犯罪は、犯行や逃走に自動車が悪用されていることから、被疑者の早期検挙を果たすためには、自動車ナンバーに基づいて当該車両を発見・捕捉することが効果的です。このため県警察では、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する車両捜査支援システムの整備に努めています。

【担当課：警察本部捜査支援分析課】

## **イ DNA型鑑定の実施**

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNAの塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法です。DNA型は、犯人の特定、犯行状況の解明等に有用な客観証拠であることから、積極的に被疑者の資料を採取するとともに、犯罪捜査に効果的に活用します。

【担当課：警察本部科学捜査研究所】

## **ウ 犯罪死の見逃し防止への取組**

死体取扱業務に携わる警察官に対する教育訓練を充実させるとともに、検視官が現場に臨場することができない場合には、オンライン映像を通した検視の補助ができる遠隔検視等により犯罪死の見逃し防止に努めます。

また、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に規定された調査、検査（CT、レントゲン、MRI等）等を的確に実施します。また、死体の腐敗や証拠滅失防止を図ることに加え、遺族等の心情への配慮のためにも、遺体保冷庫や靈安室等の整備に努めるなど、適正な死体取扱業務を推進します。

【担当課：警察本部捜査第一課】

## **(4) 事件・事故への対応**

### **ア 通信指令システムの高度化**

警察にとって初動は生命線であり、重大事案発生直後における迅速的確な警察活動は、被害拡大の防止、犯人の確保等に欠かせません。

通信指令は初動警察の要であり、迅速的確な初動警察活動のため、広範囲で活動する多数の警察職員の総合的・一元的な集中運用を図ることをその責務としています。

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、警察本部内に通信指令室を設け、受理した110番の通報内容を直ちに警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備の発令等を行っています。

全通報の約7割以上を占める携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム（発信地表示システム）の運用や、スマートフォンを活用して動画を送信することにより、現場のリアルな状況の通報が可能となるシステムの導入等、通信指令システムの高度化を図っています。

【担当課：警察本部通信指令課】

### **イ 初動警察活動の強化**

突発重大事案においては、110番通報を受理してから、いかに迅速かつ的確に初動的措置を執るかが県民の生命身体の安全確保に直結します。

そのため、無差別殺傷事件その他の重大事案の発生を想定した実戦的かつ効果的な初動警察対応訓練を継続的に実施しています。

その他、110番通報の受理、指令及び無線報告の技能を競う通信指令競技会を開催するなど、通信指令技能の向上を目的とした教育訓練を行うとともに、通

信指令の知識・技能に関する検定制度を設け、組織的な人材育成に努めています。  
【担当課：警察本部通信指令課】

## (5) 交番・駐在所の機能強化

### ア 交番・駐在所の最適な配置

県警察では、令和3年2月、社会や治安情勢の変化に対応するため、交番・駐在所の配置について最適化を図る「奈良県警察交番・駐在所最適化指針」を策定しました。本指針に基づき、現在の施設を有効活用しながら、長期的な視点をもって交番・駐在所の更新、統廃合等を計画的に行うとともに、地域警察官等を適切に配置することにより、県下全域における治安の維持・向上を図っていきます。

【担当課：警察本部地域課、施設装備課】

### イ 交番・駐在所の高機能化

県警察では、指針に基づき交番・駐在所の最適化を進めていますが、交番・駐在所が、地域住民の安全と安心のよりどころになり、身近な不安を解消できるよう、高機能化を図ります。

具体的には、ユニバーサルデザインの導入により、来訪される方の利便性を向上させるほか、全交番・駐在所と警察本部等を専用回線で結び、ネットワーク化することにより、行方不明者や落とし物等の各種届出を迅速に受理し、効果的な発見活動等を行います。

また、交番・駐在所に防犯カメラや遮蔽板を設置するなど、施設の更なるセキュリティ強化を図るとともに、交番・駐在所の機能と機動力を兼ね備えた移動交番車を導入し、より能動的かつ重層的な活動を展開します。

【担当課：警察本部地域課】

### ウ 交番相談員の活用

令和2年に県警察が行った警察活動等に関する県民の意識調査の結果、「交番・駐在所の活動に望むこと」との質問に対して、「交番にいつもいてほしい」「いつもパトロールしてほしい」との回答がいずれも5割を超えていました。交番・駐在所の最適化を進める中、双方のニーズに応え、警察官が街頭活動を強力に推進するための基盤整備として、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理教示等の警察官の補完的業務を行う交番相談員を適切に配置します。

【担当課：警察本部地域課】

## 推進項目20 犯罪被害者等に対する支援の促進

### 1 基本方針

#### 犯罪被害者等に対する支援の促進

- ①経済的な支援への取組
- ②心身に受けた影響からの回復への取組
- ③安全の確保への取組
- ④居住及び雇用の安定への取組
- ⑤支援等のための体制整備への取組
- ⑥県民の理解と協力の確保

### 2 施策の展開

#### (1) 経済的な支援への取組

##### ア 犯罪被害給付制度の運用

通り魔事件等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援法に基づき、国が一時金として給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図っています。

給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては給付制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行うほか、給付金の支給に係る裁定については、事案の内容に即して、速やかに行うよう努めます。

【担当課：警察本部県民サービス課】

##### イ 各種公費支出制度の運用

犯罪被害者等の精神的、経済的負担を軽減し、円滑な捜査活動への理解と協力を得るために、一定の身体犯被害者の診断書料（捜査に必要な一通分）及び初診料、性犯罪被害者の初回処置料等、その他対象事件の被害者等へのカウンセリング等費用、司法解剖後の遺体搬送費及び死体検案書料等について、公費による支出を行っています（公費支出には一定の要件があります。）。

【担当課：警察本部県民サービス課】

#### (2) 心身に受けた影響からの回復への取組

##### ア 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実

県警察では、臨床心理士の資格を有する職員を効果的に活用して犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。また、カウンセリング等費用に関する公費支出制度の適切な運用をはじめ、民間支援団体等と連携して、犯罪被害者等の精神的、経済的負担の軽減を図ります。なお、臨床心理士の資格を有する職員に対しては、専門的研修を受講させるなど、その技術・能力の向上に努めます。

県では、犯罪被害者等の相談に対して適切に対応するため、被害者支援を行う民間支援団体に臨床心理士を派遣し、カウンセリングを実施しています。

【担当課：警察本部県民サービス課、人権施策課】

##### イ 性犯罪被害者支援に係る関係機関との連携の推進

被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪・性暴力被害者

支援に關係する部局と民間支援団体等との連携を促進するとともに、ワンストップ支援センターの運営等、性犯罪・性暴力被害者支援体制の充実を図ります。

【担当課：女性活躍推進課、人権施策課、警察本部県民サービス課、捜査第一課】

#### ウ 施設の改善等による環境整備

犯罪被害者専用の事情聴取室の確保、犯罪被害者等の心情に配意した内装等を施した犯罪被害者支援用車両の活用等に努めるほか、その環境を良好に保つなど環境整備を図ります。

【担当課：警察本部県民サービス課】

#### エ 日常生活の支援

民間支援団体等と連携し、医療機関での診療、警察の事情聴取、裁判への参加、行政機関での手続等に付き添うなどの直接支援を充実させるほか、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、家事、育児等に係る支援等、日常生活上の支援のための施策の実施を検討します。

【担当課：人権施策課】

### (3) 安全の確保への取組

#### ア 捜査に関する適切な情報提供

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう必要な措置を講じます。

【担当課：警察本部事件主管課、刑事企画課、県民サービス課】

#### イ 再被害防止措置の推進

犯罪被害者等の多くは、再び危害を加えられることに対して不安を抱いており、適切な保護等の支援が求められています。

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、連絡体制を確立の上、検察庁、刑事施設、地方更正保護委員会等の関係機関・団体と緊密に連携を図り、再被害防止措置に必要な関連情報の収集を行うとともに、非常時の通報要領の教示、自主警戒等についての防犯指導、緊急通報装置等の再被害防止資機材の貸与に加え、必要に応じて自宅への立ち寄り等の警戒措置を講じるなど、犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止しています。

なお、危険度が高いと判断される場合には、立ち寄り回数を増やすなどの警戒措置の強化や、警察官を実際に配置するなどの警戒体制の構築により再被害防止措置を執りますが、必要に応じて更なる警戒強化に資するネットワークカメラ等の新たな資機材の導入についても検討します。

また、再被害防止措置の一環として、犯罪被害者等を避難させるためには、避難先での家具等の調達に時間や費用を要する面もあることから、この点を解消できるような支援の取組についても検討します。

【担当課：警察本部事件主管課、刑事企画課、県民サービス課】

### (4) 居住及び雇用の安定への取組

#### ア 被害直後における一時避難場所の確保等

自宅が犯罪の現場となるなど、物理的に居住することが困難となった犯罪被害者等について、被害直後における犯罪被害者等の一時避難場所として、ホテル等の民間宿泊施設を利用する場合、宿泊等に係る費用の一部を公費により支出しています。

また、ストーカー、配偶者等暴力の被害者等について、加害者を検挙し、又は被

害者等が安全な場所に移るまでの一時的な避難先として、ホテル等の民間宿泊施設を利用する場合、一時避難に係る経費の一部を支出して、被害者等の安全確保のための取組を促進します。

【担当課：警察本部県民サービス課、人身安全対策課】

#### イ 中長期的な住居の確保に向けた取組

被害者等の県営住宅への入居については、現在、緊急的な一時受入を行っていますが、期間は原則1年までとなっていることから、再被害の防止の観点や地域の実情等を踏まえ、優先入居等による中長期的避難の支援が図られるように検討します。

【担当課：住まいまちづくり課】

### (5) 支援等のための体制整備への取組

#### ア 相談及び情報の提供等

犯罪被害者等が必要とする支援は、受けた被害や生活の態様等により様々で、住宅、雇用、保健福祉、教育等幅広い分野にわたるため、県と県警察、市町村に犯罪被害者等支援全般に対応する相談窓口を設置しているほか、必要な支援に応じた様々な相談窓口において相談を受け、必要な支援に関する情報提供や助言を行っています。

犯罪被害者等の要望に応じて、市町村や民間支援団体等とも連携しながら、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応を行います。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】

#### イ 刑事手続に関する情報提供の充実

犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続や犯罪被害者等のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」を作成し、犯罪被害者等への早期提供に努めます。

また、外国人の犯罪被害者等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて、内容の充実及び見直しを図ります。

【担当課：警察本部事件主管課、県民サービス課】

#### ウ 民間支援団体に対する援助

民間支援団体は、相談業務のほか、公判や調停への付き添い等の生活に密着したきめ細かな支援活動を行っており、犯罪被害者等がいつでもどこでも支援を受けられる体制を整えていくために不可欠な団体です。

県では、民間支援団体に対して、犯罪被害者等支援活動を行う支援員の養成及び研修事業への補助等を行っており、県警察では、民間支援団体が実施する支援事業への補助等を行っています。

こうした団体の活動とその果たす役割の重要性に鑑み、これまで以上に効率的、効果的な援助を検討します。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】

#### エ 人材の育成

犯罪被害者等へ適切な支援を行うためには、犯罪被害者等の心理や置かれている状況を正確に理解するとともに、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識・技能が求められています。

県内全域で均一な支援を行うためには、県内各地で支援に携わる県、県警察、市町村等の関係機関の職員及びボランティア支援員等の知識や対応方法が一定の水準を満たしている必要があることから、犯罪被害者等支援に携わる職員や支援員への研修を充実させることにより、人材育成に努めます。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】

#### オ 調査研究の推進

犯罪被害者等支援に従事する者が、支援についての専門的な知識や技能が不足すると、適切な支援をすることができなくなるおそれがあります。犯罪被害者等のニーズ等を把握するとともに、犯罪被害者等の支援に関する先進事例等の情報収集に努めるなどの調査研究を行うことにより、犯罪被害者等支援に関する専門的知識・技能の向上につなげる効果的な施策を検討します。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】

#### カ 関係機関・団体との連携

県、市町村、県警察、民間支援団体等の関係機関・団体等が連携しながら犯罪被害者等に対する適切な支援に取り組んでいますが、今後も既存のネットワーク等の一層の充実や、より効果的な支援体制の構築等に努めるとともに、犯罪被害者等支援に向けての連携強化を図ります。

また、県及び県内の全市町村において、犯罪被害者等支援条例を制定しました。引き続き、同条例に基づいた犯罪被害者等支援の充実に努めていきます。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】

### (6) 県民の理解と協力の確保

#### ア 犯罪被害者等による講演会の開催等

広く県民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会やパネル展を実施するなどして、あらゆる機会を通じて「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくり」に向けた気運の醸成を図ります。

県警察では、中学生や高校生を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識のかん養や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】

#### イ 広報啓発活動の実施

街頭啓発活動、パンフレットやポスターの掲示、ウェブサイトへの施策の掲載等により、一人でも多くの県民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体での支援が推進されるよう、犯罪被害者等が置かれた立場や必要としている支援、実際に行われている支援、民間支援団体の意義や活動内容等について、幅広く広報啓発活動を進めています。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】



## 安全・安心の確保のための奈良県基本計画におけるKPI一覧

|    | 方向性              | 推進項目                         | 指標名  | 現状・最新値  | 目標値<br>(令和8年度)   | 担当課                                      |
|----|------------------|------------------------------|--|---|--|--|
| 1  | 1 子供を守る          | 1 校舎及び通学<br>通園路等の安全の<br>確保   | 教職員へのマニュアルの周知と共通理解を図るための職員研修の実施率                                     | 幼稚園 91.8%<br>小学校 89.2%<br>中学校 76.0%<br>高等学校 54.8%<br>(R2年度) | 幼稚園 100%<br>小学校 100%<br>中学校 100%<br>高等学校 100%<br>(R8年度)                | 教育委員会保健体育課                               |
| 2  |                  |                              | 防犯・防災を想定した訓練の実施率   | 幼稚園 100%<br>小学校 95.9%<br>中学校 84.0%<br>高等学校 85.7%<br>(R2年度)  | 幼稚園 100%<br>小学校 100%<br>中学校 100%<br>高等学校 100%<br>(R8年度)                | 教育委員会保健体育課<br>警察本部生活安全企画課<br>人身安全対策課、少年課 |
| 3  |                  |                              | 経路変更を含めた通学通園路等の安全性向上のための検討実施率  | —   | 小学校 100%<br>中学校 100%<br>(R8年度)   | 教育委員会保健体育課                               |
| 4  |                  |                              | 組織的な登下校指導の実施率  | 小学校 99.0%<br>中学校 93.0%<br>高等学校 90.5%<br>(R2年度)              | 小学校 100%<br>中学校 100%<br>高等学校 100%<br>(R8年度)                            | 教育委員会保健体育課                               |
| 5  |                  |                              | 防犯カメラ補助事業又は単独で防犯カメラ設置事業を予算化した市町村の数                                   | 17市町村<br>(R2年度)   | 39市町村<br>(R8年度)  | 安全・安心まちづくり推進課<br>警察本部生活安全企画課             |
| 6  |                  |                              | 「警察活動等に関する県民の意識調査」における「メロディーパトロール」の認知度(見たり聞いたりしたことがあると答えた方の割合)       | 49.7%<br>(R2年度)   | 55.0%<br>(R8年度)  | 警察本部<br>地域課                              |
| 7  |                  |                              | 13歳未満の子供に対する声かけ・つきまとい等の前兆事案を受理し、かつ予防し得たにもかかわらず、重大事件(殺人、略取、誘拐)に発展する事件 | 0件<br>(R2年)   | 0件<br>(R8年末まで)   | 警察本部<br>人身安全対策課                          |
| 8  |                  |                              | 各小学校、幼稚園等へ交通危険箇所にかかる見える化資料を配布  | 100%<br>(R3年)   | 100%<br>(R4～R8年)   | 警察本部<br>交通企画課                            |
| 9  |                  |                              | 低速度規制と物理的デバイスの整備箇所数  | —   | 12箇所<br>(R8年度)   | 警察本部<br>交通規制課<br>道路保全課                   |
| 10 |                  |                              | 通学通園路等における可搬式速度違反自動取締装置を用いた交通指導取締り                                   | 168回<br>(R2年)   | 200回/年<br>(R4～R8年)   | 警察本部<br>交通指導課                            |
| 11 | 2 少年の非行・<br>被害防止 | 3 児童虐待に対<br>する適切な対応          | インターネット・リテラシー向上に向けた講習会(県政出前トーク、リテラシー講師派遣事業等)受講人数                     | 13,946人<br>(H30～R2年度)                                       | 累計20,000人<br>(R4～R8年)  | 青少年・社会活動推進課                              |
| 12 |                  |                              | 青少年健全育成条例に基づく立入調査件数  | 累計1,786件<br>(H29～R2年度)                                      | 累計2,000件以上<br>(R4～R8年)   | 青少年・社会活動推進課<br>教育委員会学校教育課<br>警察本部少年課     |
| 13 |                  |                              | 中学生・高等学校における薬物乱用防止教室の実施率   | 中学校 64.7%<br>高等学校 70.7%<br>(R2年度中間報告)                       | 中学校 100%<br>高等学校 100%<br>(R8年度)  | 教育委員会保健体育課<br>薬務課                        |
| 14 |                  |                              | 少年警察大学生ボランティアに対する研修・講習会の実施数  | 1回<br>(R2年)   | 2回以上/年<br>(R4～R8年)   | 警察本部<br>少年課                              |
| 15 |                  |                              | いじめについて「解消しているもの(日常的に経過観察中)」の割合                                      | 奈良県(公立)<br>小学校 74.1%<br>中学校 72.5%<br>高等学校 72.3%<br>(R2年度)   | R2年度全国平均以上<br>(国公私立)<br>小学校 77.5%<br>中学校 76.9%<br>高等学校 79.4%<br>(R8年度) | 教育委員会学校教育課                               |
| 16 |                  |                              | オレンジリボンキャンペーンを実施する市町村数   | 39市町村<br>(R2年度)   | 39市町村<br>(R8年度)  | こども家庭課                                   |
| 17 |                  |                              | 養育支援訪問事業を実施する市町村数  | 34市町村<br>(R2年度)   | 39市町村<br>(R8年度)  | こども家庭課                                   |
| 18 |                  |                              | 乳幼児健康診査の受診率(3～5か月児)  | 97.6%<br>(R2年9月調査)  | 98.0%<br>(R8年度)  | 健康推進課                                    |
| 19 |                  |                              | 児童虐待事案対応合同研修参加機関(県・県警察の機関及び市町村)数                                     | 16機関<br>(R2年度)  | 55機関<br>(R8年度)   | こども家庭課<br>警察本部少年課                        |
| 20 |                  |                              | 里親、ファミリーホームに委託した児童数  | 59人<br>(R2年度)   | 86人<br>(R8年度)  | こども家庭課                                   |
| 21 |                  |                              | 児童福祉司一人当たりの対応件数  | 53.4件<br>(R2年度)   | 40件<br>(R8年度)  | こども家庭課                                   |
| 22 |                  |                              | 産後ケア事業を実施する市町村数  | 17市町村<br>(R3年4月調査)  | 39市町村<br>(R8年度)  | 健康推進課                                    |
| 23 | 2 女性を守る          | 4 配偶者等から<br>の暴力事案への対<br>策の推進 | 市町村計画を策定する市町村数   | 11市町<br>(R2年度)  | 14市町村<br>(R8年度)  | こども家庭課                                   |
| 24 |                  |                              | DV相談支援セミナーへの参加市町村数   | 17市町村<br>(R2年度)   | 39市町村<br>(R8年度)  | こども家庭課                                   |
| 25 |                  |                              | DV予防啓発出前授業の実施校数  | 累計36校<br>(H28～R2年度)   | 累計36校<br>(R4年度～R8年度)   | 女性活躍推進課                                  |

|    | 方向性                   | 推進項目                   | 指標名  | 現状・最新値               | 目標値<br>(令和8年度)       | 担当課                       |
|----|-----------------------|------------------------|--|----------------------|----------------------|---------------------------|
| 26 | 2 女性を守る               | 4 配偶者等からの暴力事案への対策の推進   | 全警察官に占める女性警察官の割合                                 | 10.7%<br>(R2.4.1)    | 12%<br>(R7.4.1)      | 警察本部<br>警務課               |
| 27 |                       |                        | 予防し得たにもかかわらず、相談を受理したDV事案からエスカレートして発生した殺人事件の件数    | 0件<br>(R2年)          | 0件<br>(R8年末まで)       | 警察本部<br>人身安全対策課           |
| 28 |                       |                        | 母子家庭等就業・自立支援センターのバンク登録者の就業者数                     | 93人<br>(R2年度)        | 累計500人<br>(R3~R7)    | こども家庭課                    |
| 29 |                       | 5 ストーカー事案への対策の推進       | 【再掲】全警察官に占める女性警察官の割合                             | 10.7%<br>(R2.4.1)    | 12%<br>(R7.4.1)      | 警察本部<br>警務課               |
| 30 |                       |                        | 【再掲】DV相談支援セミナーへの参加市町村数                           | 17市町村<br>(R2年度)      | 39市町村<br>(R8年度)      | こども家庭課                    |
| 31 |                       |                        | 【再掲】DV予防啓発出前授業の実施校数                              | 累計36校<br>(H28~R2年度)  | 累計36校<br>(R4年度~R8年度) | 女性活躍推進課                   |
| 32 |                       |                        | 生徒（高等学校）対象の防犯訓練（防犯教室含む）実施率                       | 高等学校 18.1%<br>(R2年度) | 高等学校 100%<br>(R8年度)  | 教育委員会保健体育課<br>警察本部人身安全対策課 |
| 33 |                       |                        | 予防し得たにもかかわらず、相談を受理したストーカー事案からエスカレートして発生した殺人事件の件数 | 0件<br>(R2年)          | 0件<br>(R8年末まで)       | 警察本部<br>人身安全対策課           |
| 34 |                       | 6 性犯罪等への対策の推進          | 【再掲】全警察官に占める女性警察官の割合                             | 10.7%<br>(R2.4.1)    | 12%<br>(R7.4.1)      | 警察本部<br>警務課               |
| 35 |                       |                        | 医療機関等への性犯罪捜査採取キットの整備数                            | 5箇所<br>(R2年度)        | 10箇所<br>(R8年度)       | 警察本部<br>捜査第一課             |
| 36 |                       |                        | 【再掲】防犯カメラ補助事業又は単独で防犯カメラ設置事業を予算化した市町村の数           | 17市町村<br>(R2年度)      | 39市町村<br>(R8年度)      | 安全・安心まちづくり推進課             |
| 37 | 3 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進 | 7 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進  | 消費者啓発のための出前講座等の参加者数                              | 1,965人<br>(R2年度)     | 4,000人<br>(R8年度)     | 消費・生活安全課（消費生活センター）        |
| 38 |                       |                        | 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置市町村の県内人口カバー率            | 0%<br>(R2年度)         | 50%<br>(R8年度)        | 消費・生活安全課<br>警察本部生活安全企画課   |
| 39 |                       |                        | 管内自治会長宅への訪問率(巡回連絡の実施)                            | 100%<br>(R2年)        | 100%<br>(R8年)        | 警察本部<br>地域課               |
| 40 |                       |                        | 民生児童委員協議会への情報提供                                  | 21市町村<br>(R2年)       | 39市町村/年<br>(R4~R8年)  | 警察本部<br>交通企画課<br>生活安全企画課  |
| 41 |                       |                        | 成年後見制度利用申立件数                                     | 453件/年<br>(R2年)      | 508件/年<br>(R8年)      | 地域包括ケア推進室                 |
| 42 |                       |                        | 徘徊見守りSOSネットワーク構築市町村数                             | 22市町村<br>(R2年度)      | 39市町村<br>(R8年度)      | 地域包括ケア推進室<br>警察本部人身安全対策課  |
| 43 |                       |                        | 認知症サポーター養成講座の修了者数                                | 累計119,534人<br>(R2年度) | 累計158,800人<br>(R8年度) | 地域包括ケア推進室                 |
| 44 |                       | 8 高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応 | 障害者虐待防止・権利擁護研修の修了者数                              | 累計2,297人<br>(R2年度)   | 累計3,079人<br>(R6年度)   | 障害福祉課                     |
| 45 |                       |                        | 市町村・地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待防止研修受講者数              | 累計1,057人<br>(R2年度)   | 累計1,207人<br>(R8年度)   | 長寿・福祉人材確保対策課              |
| 46 |                       |                        | 【再掲】管内自治会長宅への訪問率(巡回連絡の実施)                        | 100%<br>(R2年)        | 100%<br>(R8年)        | 警察本部<br>地域課               |
| 47 |                       |                        | 【再掲】民生児童委員協議会への情報提供                              | 21市町村<br>(R2年)       | 39市町村/年<br>(R4~R8年)  | 警察本部<br>交通企画課<br>生活安全企画課  |
| 48 |                       |                        | 予防し得たにもかかわらず、相談を受理した高齢者虐待事案からエスカレートして発生した殺人事件の件数 | 0件<br>(R2年)          | 0件<br>(R8年末まで)       | 警察本部<br>人身安全対策課           |
| 49 |                       |                        | 【再掲】成年後見制度利用申立件数                                 | 453件/年<br>(R2年)      | 508件/年<br>(R8年)      | 地域包括ケア推進室                 |
| 50 |                       |                        | 地域包括支援センター職員研修受講者数                               | 累計1,082人<br>(R2年度)   | 累計1,277人<br>(R8年度)   | 地域包括ケア推進室                 |
| 51 |                       |                        | 【再掲】認知症サポーター養成講座の修了者数                            | 累計119,534人<br>(R2年度) | 累計158,800人<br>(R8年度) | 地域包括ケア推進室                 |
| 52 |                       |                        | 多職種参画で自立支援型地域ケア会議を開催する市町村数                       | 35市町村<br>(R2年度)      | 39市町村<br>(R8年度)      | 地域包括ケア推進室                 |
| 53 | 4 外国人をはじめとした観光客等を守る   | 9 訪日外国人等への適切な対応        | 災害時通訳・翻訳ボランティアの登録者数                              | 168人<br>(R3.4現在)     | 300人<br>(R8年度)       | 国際課                       |
| 54 |                       | 10 観光地における安全・安心の確保     | 地区連合自治会を対象とするテロ対策の実施率                            | 0%<br>(R2年度)         | 100%<br>(R8年度)       | 警察本部<br>警備第三課             |
| 55 |                       |                        | 文化財防犯・防火・防災関係者連絡会議累計参加者数                         | 120人<br>(R2年度)       | 600人<br>(R8年度)       | 文化財保存課                    |

|    | 方向性                     | 推進項目                    | 指標名   | 現状・最新値  | 目標値<br>(令和8年度)  | 担当課                      |
|----|-------------------------|-------------------------|---|---|---|--------------------------|
| 56 | 5 犯罪が発生しやすい「場」において県民を守る | 11 特殊詐欺                 | 手口に応じた体験型講習・被害防止訓練の実施                                     | 34回<br>(R2年)  | 150回/年<br>(R8年)   | 警察本部<br>生活安全企画課          |
| 57 |                         |                         | 【再掲】管内自治会長宅への訪問数(巡回連絡の実施)                                 | 100%<br>(R2年)   | 100%<br>(R8年)   | 警察本部<br>地域課              |
| 58 |                         |                         | 【再掲】民生児童委員協議会への情報提供                                       | 21市町村<br>(R2年)  | 39市町村/年<br>(R4~R8年)                                     | 警察本部<br>交通企画課<br>生活安全企画課 |
| 59 |                         |                         | 特殊詐欺事件検挙率   | 78.9%<br>(R2年)  | 100%<br>(R8年)   | 警察本部<br>組織犯罪対策課          |
| 60 |                         | 12 暴力団対策                | 暴力団構成員検挙割合(検挙人員／暴力団構成員)<br>※奈良県内に居住等する暴力団構成員を対象とする        | 28.0%<br>(R2年)  | 平均30%<br>※R4年～R8年までの5年間に<br>における平均値                     | 警察本部<br>組織犯罪対策課          |
| 61 |                         |                         | 不当要求防止責任者講習会受講者数  | 747人<br>(R2年)   | 1,300人/年<br>(R8年)                                       | 警察本部<br>組織犯罪対策課          |
| 62 |                         |                         | 市町村における公共工事等暴力団排除要綱の整備状況                                  | 82.7%<br>(R2年)  | 100%<br>(R8年)   | 警察本部<br>組織犯罪対策課          |
| 63 |                         |                         | 「奈良県暴力団離脱・社会復帰対策協議会」協賛企業数                                 | 25企業<br>(R2年末)  | 50企業<br>※目標達成後は、就労者数について設定予定                            | 警察本部<br>組織犯罪対策課          |
| 64 |                         | 13 薬物対策                 | 【再掲】中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施率                              | 中学校 64.7%<br>高等学校 70.7%<br>(R2年度中間報告)                       | 中学校 100%<br>高等学校 100%<br>(R8年度)                         | 教育委員会保健体育課<br>薬務課        |
| 65 |                         |                         | 薬物乱用防止指導員による啓発者数  | 5,374人<br>(R2年度)  | 40,000人<br>(R8年度)                                       | 薬務課                      |
| 66 |                         |                         | 薬物密売犯罪組織の実態解明と検挙推進による壊滅及び薬物犯罪収益等の没収、薬物押収の徹底(薬物の需要・供給への打撃) | 3件/年<br>(R2年)   | 密売組織の実態解明の推進による事件化と密売組織の壊滅5件(1件/年)<br>(R4~R8年)          | 警察本部<br>組織犯罪対策課          |
| 67 | 14 テロ、サイバー空間の脅威への対処     | 14 テロ、サイバー空間の脅威への対処     | 【再掲】地区連合自治会を対象とするテロ対策の実施率                                 | 0 %<br>(R2年度)   | 100%<br>(R8年度)  | 警察本部<br>警備第三課            |
| 68 |                         |                         | 情報セキュリティ確保のための各種訓練の実施                                     | 4回/年<br>(R2年度)  | 2回/年<br>(R4~R8年度)                                       | 警察本部<br>情報管理課            |
| 69 |                         |                         | 県民のサイバーセキュリティ意識の向上を目的とした啓発活動、研修会等の実施                      | 1回/年<br>(R2年)   | 3回/年<br>(R4~R8年)  | 警察本部<br>サイバー犯罪対策課        |
| 70 | 6 道路交通の「場」において県民を守る     | 15 高齢者及び子供の安全確保         | 幼児児童生徒を対象とした交通安全教室の実施率                                    | 幼稚園 75.5%<br>小学校 62.4%<br>中学校 71.0%<br>高等学校 76.2%<br>(R2年度) | 幼稚園 100%<br>小学校 100%<br>中学校 100%<br>高等学校 100%<br>(R8年度) | 教育委員会保健体育課<br>警察本部交通企画課  |
| 71 |                         |                         | 学校安全教室(交通安全教室)講習会への教職員の参加数                                | 38名<br>(R2年度)   | 500人以上<br>(5年累計)  | 教育委員会保健体育課               |
| 72 |                         |                         | 高齢者に対する交通安全教室(歩行者用)の実施                                    | 48回<br>(R2年)  | 200回/年<br>(R4~R8年)                                      | 警察本部<br>交通企画課            |
| 73 |                         |                         | 未就学児に対する自転車安全教室受講者数                                       | 累計484人<br>(R2年度)  | 累計2,250人<br>(R8年度)                                      | 安全・安心まちづくり推進課            |
| 74 |                         | 16 歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進 | 【再掲】幼児児童生徒を対象とした交通安全教室の実施率                                | 幼稚園 75.5%<br>小学校 62.4%<br>中学校 71.0%<br>高等学校 76.2%<br>(R2年度) | 幼稚園 100%<br>小学校 100%<br>中学校 100%<br>高等学校 100%<br>(R8年度) | 教育委員会保健体育課<br>警察本部交通企画課  |
| 75 |                         |                         | 【再掲】低速度規制と物理的デバイスの整備箇所数                                   | —   | 12箇所<br>(R8年度)  | 警察本部<br>交通規制課<br>道路保全課   |
| 76 |                         |                         | パリアフリー基本構想エリア(県下1市)内におけるパリアフリー対応型信号機の整備率                  | 0%<br>(R2年度)  | 100%<br>(R8年度)  | 警察本部<br>交通規制課            |
| 77 |                         |                         | 道路横断時の手上げ等横断の実践校の指定及び横断歩行者保護宣言事業所プラス制度への加盟                | 小学校 1校<br>事業所 10事業所<br>(R2年度)                               | 小学校 200校<br>事業所 1000事業所<br>(R8年度)                       | 警察本部<br>交通企画課            |
| 78 |                         |                         | 【再掲】通学通園路等における可搬式速度違反自動取締装置を用いた交通指導取締り                    | 168回<br>(R2年)   | 200回/年<br>(R4~R8年)                                      | 警察本部<br>交通指導課            |

|    | 方向性                   | 推進項目                    | 指標名                                    | 現状・最新値                 | 目標値<br>(令和8年度)                 | 担当課             |
|----|-----------------------|-------------------------|--|------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 79 | 6 道路交通の「場」において県民を守る   | 17 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 | 交通事故危険箇所における交通事故対策(道路標示、標識の設置等) 箇所数    | 0箇所<br>(R2年度)          | 58箇所<br>(R8年度)                 | 道路保全課           |
| 80 |                       |                         | 信号機関連施設・大型標識の倒壊・落下等事案                  | 1件<br>(R2年度)           | 0件<br>(R8年度)                   | 警察本部<br>交通規制課   |
| 81 |                       |                         | 飲酒に伴う人身交通事故件数                          | 31件<br>(R2年)           | 過去5年平均から10%減少させる/年<br>(R4～R8年) | 警察本部<br>交通指導課   |
| 82 | 7 県民を守るために安全・安心の基盤を強化 | 18 地域住民の自主的な取組に対する取組    | 【再掲】防犯カメラ補助事業又は単独で防犯カメラ設置事業を予算化した市町村の数 | 17市町村<br>(R2年度)        | 39市町村<br>(R8年度)                | 安全・安心まちづくり推進課   |
| 83 |                       |                         | 奈良県自主防犯・防災リーダー研修の受講者数                  | 累計2,678人<br>(R2年度)     | 累計3,400人<br>(R8年度)             | 安全・安心まちづくり推進課   |
| 84 |                       | 19 県民等を守るために捜査力、警察活動の強化 | 全警察署への靈安室、遺体保冷庫の設置数                    | 9署<br>(R2年度)           | 12署<br>(R8年度)                  | 警察本部<br>捜査第一課   |
| 85 |                       |                         | 交番相談員の配置率                              | 39.1% (27交番)<br>(R2年度) | 100%<br>(R8年度)                 | 警察本部<br>地域課     |
| 86 |                       |                         | 交番のネットワークの整備率                          | 78.2% (54交番)<br>(R2年度) | 100%<br>(R8年度)                 | 警察本部<br>情報管理課   |
| 87 |                       | 20 犯罪被害者等に対する支援の促進      | 「再被害防止対象者」に係る再被害件数                     | 0件<br>(H28年)           | 0件<br>(R8年)                    | 警察本部<br>事件主管課   |
| 88 |                       |                         | 犯罪被害者等対応窓口職員研修の受講市町村数                  | 18市町村<br>(R2年度)        | 39市町村<br>(R4～R8年)              | 人権施策課           |
| 89 |                       |                         | 被害者支援要員に対する研修実施率                       | 46.5%<br>(R2年)         | 100%<br>(R4～R8年)               | 警察本部<br>県民サービス課 |